

目 次

○第1号（5月8日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
町長挨拶.....	4
開会・開議.....	5
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	5
日程第 2 会期の決定.....	5
日程第 3 議長報告.....	5
日程第 4 発委第 3号 議会広報特別委員会の廃止について.....	6
日程第 5 発委第 4号 予算決算特別委員会の廃止について.....	6
日程第 6 報告第 2号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告.....	7
日程第 7 承認第 1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の 報告と承認を求めることについて.....	1 1
日程第 8 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係 る専決処分の報告と承認を求めることについて.....	1 3
日程第 9 議案第 2 8号 吉岡町水防協議会条例の一部を改正する条例.....	1 5
日程第 10 同意第 2号 吉岡町固定資産評価員の選任について.....	1 6
日程の追加.....	1 7
追加日程第 1 議長の辞職許可について.....	1 8
追加日程第 2 議長の選挙.....	1 9
議長挨拶.....	2 0
追加日程第 3 副議長の辞職許可について.....	2 1
追加日程第 4 副議長の選挙.....	2 2
副議長挨拶.....	2 3
追加日程第 5 常任委員会委員の選任.....	2 4
追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について.....	2 5
追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任.....	2 8

追加日程第 8	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙.....	2 8
	町長挨拶.....	3 0
追加日程第 9	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査について.....	3 1
追加日程第 10	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について.....	3 1
追加日程第 11	議長報告.....	3 2
	議長挨拶.....	3 2
	町長挨拶.....	3 2
	閉 会.....	3 3

平成25年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成25年5月8日（水曜日）

議事日程 第1号

平成25年5月8日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長報告
- 3 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期満了について
予算決算常任委員会及び議会広報常任委員会の発足について
渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の辞職について
- 日程第 4 発委第 3号 議会広報特別委員会の廃止について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 発委第 4号 予算決算特別委員会の廃止について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 報告第 2号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 7 承認第 1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を
求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 8 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処
分の報告と承認を求めることについて
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 議案第 28号 吉岡町水防協議会条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 10 同意第 2号 吉岡町固定資産評価員の選任について
(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

- 追加日程第 1 議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職許可について

- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 議長の常任委員会委員の辞任について
- 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 8 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 追加日程第 9 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 10 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 11 議長報告
 - 3 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小淵莊作君	町民生活課長	守田肇君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	竹内智君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	大澤弘幸君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回吉岡町議会臨時会の開会に先立ち、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

石関町長。

町長挨拶

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。連休も明けて、若葉がまぶしく、新緑の美しい季節を迎えました。

臨時議会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

平成25年度も約1カ月余りがたちました。経済状況はようやく回復の兆しが見えてきたと言っているようですが、まだまだ安心ができるような状況ではないと感じている人も多いようであります。早くしっかりとした回復の軌道に乗ってほしいと期待しています。

私も町政を担当させていただき、任期の折り返し点を過ぎました。議員皆様と同じく、後半に当たって直面する諸課題に全力で向かい、しっかりと成果を出していきたいと思っております。

さて、本臨時会には、報告1件、承認2件、議案1件、同意1件を上程させていただきました。ご審議の上、いずれも原案どおり承認、可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。どうか皆様方のご理解とご協力をお願いしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長さんをお願い申し上げます。

この場で、4月から課長に昇任した2名と、新たに任命した監査委員を紹介させていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。（「どうぞ」の声あり）

それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。自席にて挨拶をお願いいたします。

財務課長になりました小淵であります。（「小淵です。よろしくお願いいたします」の声あり）

健康福祉課長の福田であります。（「福田です。よろしくお願いいたします」の声あり）

そして、新たに監査委員の落合一宏氏であります。（「落合です。よろしくお願いいたします」の声あり）

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（近藤 保君） 以上で町長の挨拶、落合監査委員の挨拶及び職員紹介が終わりました。

ここで、落合監査委員におかれましては、退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

開会・開議

午前9時00分開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。お手元に配付してある書面のとおりでございますので、これをもって諸般の報告といたします。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番馬場周二議員、9番石倉 實議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3 議長報告

議長（近藤 保君） 日程第3、議長報告を行います。

平成25年度第1回定例会開会日に議決し、議決されたその日から施行されている吉岡町議会委員会条例の附則第2項の規定により、議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、それぞれの委員は、4月29日をもって任期を終えております。

また、従前の3常任委員会のほかに、4月30日から議会広報常任委員会と予算決算常任委員会が、吉岡町議会委員会条例の規定により発足しております。

そして、本日、5月8日に、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員である栗田俊彦議

員、小池春雄議員と、私、近藤 保は、同組合議長に議員辞職願を提出しました。
以上、報告いたします。

日程第4 発委第3号 議会広報特別委員会の廃止について

議長（近藤 保君） 日程第4、発委第3号 議会広報特別委員会の廃止についてを議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

広報特別委員長、神宮委員長。

〔広報特別委員長 神宮 隆君登壇〕

広報特別委員長（神宮 隆君） 発委第3号 議会広報特別委員会の廃止についてでございます。

この発議を委員会発議として、お手元にお配りしてあります委員会発議書のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

この委員会発議の趣旨は、所期の目的を達成し、今後は議会広報常任委員会において、本件に係る調査及び編集等を行うこととし、本特別委員会を廃止するものであります。以上。

議長（近藤 保君） これで、議会広報特別委員長の発委提案の趣旨説明が終わりました。

発委第3号 議会広報特別委員会の廃止については、委員長に対する質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略することに決しました。

これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発委第4号 予算決算特別委員会の廃止について

議長（近藤 保君） 日程第5、発委第4号 予算決算特別委員会の廃止についてを議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

予算決算特別委員長、小池委員長。

〔予算決算特別委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） ただいま上程をされております発委4号です。予算決算特別委員会の廃止についてでございます。

以上の議案を別紙のとおり、吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

この委員会発議の趣旨は、所期の目的を達成し、今後は予算決算常任委員会において、本件に係る調査を行うこととし、本特別委員会を廃止するものであります。

議長（近藤 保君） これで、予算決算特別委員長の発委提案の趣旨説明が終わりました。

発委第4号 予算決算特別委員会の廃止については、委員長に対する質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略することに決しました。

これから発委第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第2号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（近藤 保君） 日程第6、報告第2号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告させていただきます。

吉岡町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

平成24年度の土地開発公社の事業並びに決算概要ですが、当該年度の公有地取得事業並びに公有地売却事業についてはありませんでした。

決算の内容は、収入について、利子収入のみとなり、支出については、事務経費になります。

また、平成25年度は、現時点で町からの取得依頼はありません。また、公社独自の収

益事業も計画はありません。

なお、詳細につきましては、総務政策課長より説明をさせます。

議長（近藤 保君） 森田総務政策課長。

〔総務政策課長 森田 潔君発言〕

総務政策課長（森田 潔君） お手元に配付しました平成24年度吉岡町土地開発公社決算書並びに平成25年度予算事業計画及び実施計画により説明をさせていただきます。

まず、平成24年度の事業概要について、決算書の1ページ目をごらんください。

平成24年度は、用地取得及び用地売却は行いませんでした。

次に、経営の状況ですが、収益的収支は収入6万9,565円、支出51万4,731円で、差し引き44万5,166円の損失を計上しました。詳細については2ページをごらんください。

収益的収入について、決算額のみですが、事業外収益が6万9,565円で、その全てが受取利息となっております。

3ページをごらんください。

収益的支出について、販売費及び一般管理費は51万4,731円となっており、内訳は役員報酬1万4,700円、給料34万4,400円、役務費が残高証明発行手数料等で5,531円、減価償却費がマイクロバスの分で11万3,800円、公租公課費はマイクロバスの自動車税が3万6,300円となっています。これら収益的収支については、5ページの損益計算書にまとめてあります。

資本的収支ですが、収入はゼロ円、支出ゼロ円で、差し引きゼロ円となっています。

6ページの貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部ですが、流動資産として現金及び預金が2,991万4,662円となっております。内訳は普通預金が群馬銀行吉岡支店に491万3,662円、北群渋川農業協同組合明治支所に1,000円で、定期預金が同じく北群渋川農業協同組合明治支所に2,500万円となっています。公有用地等はありませんので、流動資産の計は2,991万4,662円になります。

固定資産は、マイクロバスの分で残存分が22万7,600円です。これにより資産の部の計は3,014万2,262円になります。

負債の部はありません。

続いて、資本の部は、設立団体である町からの出資金、基本財産500万円です。

準備金は前年度までの繰越準備金が2,558万7,428円で、本年度の当期純損失が44万5,166円で、計2,514万2,262円となります。これによりまして、資本の部の合計は3,014万2,262円です。負債資本の合計は負債の部ゼロ円、資

本の部3,014万2,262円で、計3,014万2,262円となり、資産の部の合計と一致することになります。

続いて、平成25年度の予算及び事業計画及び実施計画について説明をします。

まず、予算書の3ページをごらんください。上段に事業計画が記載されておりますが、25年度の当初では用地先行取得など、特に予定はありません。

1ページに戻っていただいて、まず第2条ですが、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入は6万5,000円、支出は81万6,000円で、差し引き75万1,000円の損失が見込まれています。これは繰り越し準備金を充当するものです。

次に、第3条は資本的収入及び支出の予定額を定めています。先ほど説明しましたように、25年度当初では事業を予定していませんので、収入及び支出ともゼロ円になっています。

第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額についても、予定はありませんのでゼロ円となっております。

3ページをごらんください。

上段は事業計画、下段が資金計画になります。受け入れ資金は受取利息の6万5,000円と、前年度繰越金2,980万8,000円で、計2,987万3,000円、支払い資金は販売費及び一般管理費のうち、マイクロバスの減価償却費を除いた60万2,000円と予備費10万円の70万2,000円となり、受け入れ資本金から支払い資金を差し引いたものが2,917万1,000円になります。結果、前年度決算見込み2,980万8,000円に対して63万7,000円の減となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。土地開発公社の問題については、さまざまな公共団体で廃止の方針が出ております。税金を無駄なく使わなきゃならないと、無駄があってはいけないということで、多くの自治体で決断をしております。ここでこういう機関があって、公社があっっているんな事業を行うというふうなことで、助けはあったのだと思うのですけれども、いろんな意味で廃止されています。

ここを町長にお聞きしたいのですけれども、この後半2年間の中で、いろんな計画はあると思うのですけれども、この公社を使う予定はあるかどうかということと、いろんな意味で町政がスピード感というふうなものは要求されておりますが、他の市町村を見ながら、

いろんな勉強をする中で、この廃止というふうなお考えはあるのかどうか。2年間について、任期の2年間の中で、この公社を使う予定があるかということと、もう一つは、廃止というふうな、他の市町村のようなそういうものはあるかどうか、お聞きしたいのですが。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、2年間のうちに、この土地開発公社を使う予定があるかということですけれども、申し入れがあれば使う予定であります。

それから、これを廃止する予定はあるかということによろしいでしょうか。その件に関しましては、今この吉岡町の土地開発公社の運営というのは、他町村とは違いまして、塩漬けの状況の土地がないというような中においては、いい運営ができていないのかなというようには思っております。ですから、今のところはこの土地開発公社を解散するというようなことは考えていません。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 塩漬けの土地がないということなのですが、あってもなくても、使う予定がなければ、こういったものは速やかに廃止をするというふうなものがあるということですね。申し入れがあればというふうなお話でしたが、その申し入れというよりも、町長の計画の中で、この土地開発公社をお使いになる予定はあるかどうかをお聞きしたいのです。申し入れじゃなくて、よろしく願います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 申し入れがあれば、もちろんやるということで今申しましたけれども、今のところ、町長として考えているということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）これは皆様方もご存じのように、桃井の防災公園のところに来年度あたりに公社にお願いして土地を買っていただき、先行取得というようには考えております。それ以外には今のところは考えておらないのですけれども、いわゆる町のほうで、そういったことでお金をうまく運用しながらやっていくというようなことがあれば、また町長としても土地開発公社を利用してやっていきたいというように思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 2番金谷です。この公社をその桃井城址公園で使うというようなことは、町長のお考えの中であるということですね。確認ですけれども、よろしく願います。

議長（近藤 保君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私の考えでもあろうかと思いますが、お金の運用について、いかにうまく町の一般会計から出さないようにしていくには、この土地開発公社を使ってお世話になってやっていくのが一番、いわゆる一般会計からお金を出さずやれるのではないかなということで私は考えております。

議 長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第7 承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議 長（近藤 保君） 日程第7、承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月30日付をもって専決処分をさせていただきました。このため、同条第3項により報告し、ご承認を求めますのでございます。

なお、詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしく審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（近藤 保君） 小淵財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） それでは、補足説明をさせていただきます。

平成25年度の税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律は、平成25年3月26日に議決となり、3月30日に公布されました。これに伴う所要の改正を行う必要性が生じたものでございます。

今回の主な改正内容は、独立行政法人森林総合研究所が行う事業が、平成24年度中に完了したことによる規定の整備でございます。

それでは、吉岡町税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。右側の旧が現行、左側の新が改正案ということでお願いするものでございます。

右側、旧の第54条第5項中の下線のあるところでございますが、これは地方税法第343条第6項の改正に伴う規定整備でございます。独立行政法人森林総合研究所が行う事業が平成24年度中に完了したことによるものでございます。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

第131条第4項中の下線のあるところでございますが、これは地方税法第73条の2第10項の改正に伴う規定整備でございます。これも先ほどの第54条第1項と同じく、独立行政法人森林総合研究所が行う事業が平成24年度中に完了したことによるものでございます。

次に、本文の1ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、第1条としまして施行期日でございますけれども、この条例は平成25年4月1日から施行します。

そして、第2条につきましては、固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、雑駁な説明ですけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（近藤 保君） 日程第8、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3号の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等が公布され、施行期日が平成25年4月1日であることから、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため専決処分をし、その報告と承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

この承認第2号におきましても、承認第1号と同様に、地方税法の一部を改正する法律に伴い、本条例の改正が生じたものでございます。

今回の主な改正の内容につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するものであります。また、特定世帯に係る世帯別均等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間、6年目から8年目までを特定継続世帯とし、4分の1軽減、減額する措置を新たに講ずるものであります。

それでは、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説

明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。右側の旧が現行、左側の新が改正案ということをお願いするものでございます。

右側、旧の第5条の2第1号中の下線のあるところに「以後5年を経過するまでの間に限り」等を、左側、新の中段の下線2行目のところに「以後5年を経過する月までの間にあるもの」等に改め、恒久化を図り、同文中2行下段の下線のところで「特定継続世帯」の説明として、2行下段のところの中ほどになりますが、「特定月以後5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までの間にあるもの」等を加え、3年間の特定継続世帯の講じ文を整え、その下段に第3号としまして「特定継続世帯 28,500円」を加え、一般世帯の3万8,000円から4分の1減額した額とし、講ずるものでございます。

以下2ページから4ページまで特定継続世帯を加え、講ずるものです。

議案書の1ページをお開きください。

1枚めくっていただいて、2枚目の最下段に、附則（施行期日）、「この条例は平成25年4月1日から施行する。」であります。

以上、雑駁な説明ですけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 吉岡町水防協議会条例の一部を改正する条例

議長（近藤 保君） 日程第9、議案第28号 吉岡町水防協議会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。

議案第28号 吉岡町水防協議会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

水防法（昭和24年法律第193号）の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

詳細につきましては、町民生活課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 守田町民生活課長。

〔町民生活課長 守田 肇君発言〕

町民生活課長（守田 肇君） それでは、町長の補足説明をいたします。

本件は、水防法の改正に合わせて、その引用している条文の改正漏れによるものです。改正部分は、吉岡町水防協議会条例第1条に引用している水防法の参照ずれを改めたいものであります。

吉岡町水防協議会条例新旧対照表をごらんください。右側が旧で、向かって左側が新で改めたいところであります。

旧の第1条「水防法（昭和24年法律第193号）第26条第1項」を、新のほうで「水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項」に改めたいものであります。

水防法第34条第1項は、「指定管理団体の水防計画その他水防に関して重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする」とあり、この水防法の第34条第1項中の指定管理団体に昭和30年4月1日に吉岡町も指定を受けております。このことから、水防法の第34条第1項を参照条文として、吉岡町水防協議会条例第1条の水防法第34号第1項を参照し、条文の整備を行いたいものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任について

議長（近藤 保君） 日程第10、同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 同意第2号 吉岡町固定資産評価員の選任について、提案をいたします。

今回提案する評価員は、住所が、北群馬郡吉岡町大字大久保2897番地5、氏名が、小淵莊作。生年月日は、昭和33年3月26日生まれでございます。

提案理由でございますが、ことし4月1日付の人事異動によるものでございます。今回、固定資産の評価を所管する財務課の課長である小淵氏を固定資産評価員として選任するものでございます。

よろしくご審議の上、同意いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号については、吉岡町議会会議規則第37条の

規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより同意第2号の採決に入ります。

お諮りします。同意第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり、小淵莊作君を吉岡町固定資産評価員として同意することに決しました。

議長（近藤 保君） 暫時休憩します。

午前9時39分休憩

午前9時45分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

私は、この休憩中に議長の辞職願を副議長に提出しました。

これより私の一身上の件に関することとあります。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することとし、副議長と議長職を交代いたします。

〔16番 近藤 保君退席〕

副議長（馬場周二君） 近藤 保議員から議長の辞職願がありましたので、地方自治法第106条の規定により、私が暫時議長の職務を行います。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程の追加

副議長（馬場周二君） お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の辞職許可について

副議長（馬場周二君） 追加日程第1、議長の辞職許可の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（大井隆雄君） 朗読いたします。

辞職願。

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成25年5月8日。

吉岡町議会副議長、馬場周二様。

吉岡町議会議長、近藤 保。

以上でございます。

副議長（馬場周二君） お諮りいたします。近藤 保議員の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

したがって、近藤 保議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

近藤 保議員の入場を許可します。

〔16番 近藤 保君入席〕

副議長（馬場周二君） 近藤議員に申し上げます。

議長辞職の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。（「暫時休憩」の声あり）

副議長（馬場周二君） それでは、お諮りします。暫時休憩の動議がございました。いかがでしょうか。

それでは、暫時休憩の賛成の方は……。 （「休憩は議長の権限だよ」の声あり）

それでは、暫時休憩します。

午前 9時50分休憩

午前10時09分再開

副議長（馬場周二君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと

と思いますが、これに賛同の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

副議長（馬場周二君） 起立多数。選挙をやることに……。

先ほど選挙に異議ありということだったので、ここで今諮ったわけですよ。全協じゃないですよ、選挙ですよ。

それでは、再度お諮りします。

今、起立多数ということで選挙することにいたします。

追加日程第2 議長の選挙

副議長（馬場周二君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法について、地方自治法第118条の規定により、指名推選によるもの、あるいは投票によるもの……。

〔「選挙」の声あり〕

副議長（馬場周二君） 「選挙」という声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

副議長（馬場周二君） ただいまの出席議員16人です。（「議長いいですか」の声あり）やりますよ。ただいまの出席議員は……。 （「都合、都合っていう」の声あり）私が指名してから話してください。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 先ほど議長から、都合により辞任したということですがけれども、その都合というのはいろいろな都合があるんですか。そういうことですか。都合というのは、もうその都合があるから出ないと。該当しないということ。

副議長（馬場周二君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 金谷議員のその発言はそれは全く違ってきますよ。今はだってもう辞任を許可したのですから、許可してもう選挙をするとまで決定しているんだから。

副議長（馬場周二君） それでは、次に立会人を指名いたします。

吉岡町会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、飯島 衛議員、金谷重男議員、岩崎信幸議員を指名します。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙を配付〕

副議長（馬場周二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

〔「なし」の声あり〕

副議長（馬場周二君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

副議長（馬場周二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙の四角い枠の中に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼により投票〕

副議長（馬場周二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（馬場周二君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
これより開票を行います。

飯島 衛議員、金谷重男議員、岩崎信幸議員、開票の立ち会いをお願いします。

副議長（馬場周二君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、有効投票数 16 票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、近藤 保議員は 9 票

小林議員が 7 票という結果でございます。

以上のとおりでございますが、この選挙の法定得票数は 4 票であります。

したがって、近藤 保議員が当選人として決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（馬場周二君） ただいま議長に当選されました近藤 保議員が議場におられますので、本席から吉岡町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をします。

議長挨拶

副議長（馬場周二君） それでは、当選されました近藤 保新議長に登壇席で就任挨拶をお願いいたします。

〔議長 近藤 保君登壇〕

議長（近藤 保君） ただいまの選挙の結果、改めて議長に選任されましたので、挨拶をさせていただきます。

当面するハード面の課題も多く、ETC、八幡山運動場、防災公園等の問題が多くあり

ます。E T Cについては全力で取り組む覚悟であります。目的は町民皆様の福祉の向上であります。子育て対策を進め、若い方が安心して住めるような町にしたいと思っております。福祉推進と高齢者が元気に過ごせるような施策の進言をしていきたいと考えております。

議員皆様のご理解、ご指導をいただきながら、運営に当たってまいりる覚悟でありますので、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。（拍手）

副議長（馬場周二君） ただいま議長当選受諾の挨拶がありました。

近藤 保議長、議長席にお着きを願ひます。

〔副議長 馬場周二君退席、議長 近藤 保君議長席に着く〕

議長（近藤 保君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時35分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

副議長の馬場周二議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長の辞職許可について

議長（近藤 保君） 追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、8番馬場周二議員の除斥を求めます。

〔8番 馬場周二君退席〕

議長（近藤 保君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（大井隆雄君） 朗読いたします。

辞職願。

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年5月8日。

吉岡町議会議長殿。

吉岡町議会副議長、馬場周二。

以上でございます。

議長（近藤 保君） お諮りします。馬場周二議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

したがって、馬場周二議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

馬場周二議員の入場を許します。

〔 8 番 馬場周二君入席 〕

議長（近藤 保君） 馬場議員に申し上げます。

副議長の辞職の件は、ただいま許可されましたので、告知します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 4 副議長の選挙

議長（近藤 保君） 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条の規定により、指名推選によるもの、あるいは投票による選挙によるものがございます。いかがしたらよろしいでしょうか。

〔「投票」の声あり〕

議長（近藤 保君） 「投票」との声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は 16 名であります。

次に、立会人を指名します。

吉岡町会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に、平形 薫議員、山畑祐男議員、栗田俊彦議員を指名します。

投票用紙の配付を行います。

〔投票用紙を配付〕

議長（近藤 保君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（近藤 保君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙の四角の枠の中に、被選挙人の名前を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読みますので、順番に投票をお願いします。

〔点呼により投票〕

議長（近藤 保君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

平形 薫議員、山畑祐男議員、栗田俊彦議員、開票の立ち会いをお願いします。

議長（近藤 保君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、有効投票数 16、無効ゼロ。

有効投票のうち、馬場議員 8 票

齋木議員 7 票

神宮議員 1 票

以上です。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

したがって、馬場周二議員が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（近藤 保君） ただいま副議長に当選された馬場議員が議場におられますので、本席から吉岡町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知します。

副議長挨拶

議長（近藤 保君） 馬場議員、就任の挨拶をお願いします。

〔副議長 馬場周二君登壇〕

副議長（馬場周二君） ただいまの副議長選挙によりまして、多くの皆様に投票いただきまして、ご推薦をいただきました。引き続き副議長としてやらせていただきます。

議長を補佐し、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご支援とご協力を

よろしくお願ひいたします。（拍手）

議 長（近藤 保君） 暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前11時07分再開

議 長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第5 常任委員会委員の選任

議 長（近藤 保君） 常任委員会委員の選任について、追加日程第5として議題とします。

常任委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することになっています。

今、一任させていただきたいと思います。

それでは、各自希望する委員会を申し出ていただくため、事務局に所属志望調書を配付させます。

〔事務局所属志望調書配付〕

議 長（近藤 保君） 念のため説明をさせていただきます。A、Bともに希望する委員会に丸印を、第1希望がどこ、第2希望がどこということ、2つ記入をお願いします。

記入漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 事務局に所属志望調書を回収させます。

ただいま所属志望調書が回収されましたので、この調書に基づき、別室において正副議長で調整を行います。

なお、各自の第1希望を優先させますが、調整の結果はそのまま決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

ただいまより別室において調整を行います。

ここで暫時休憩をとります。

午前11時12分休憩

午前11時30分再開

議 長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に行った常任委員会委員の構成員の調整結果を報告いたします。なお、この報告

をもって常任委員会委員の選任の決定とさせていただきます。

発表します。

総務常任委員会は6名ですが、5名について総務常任委員会、岸 祐次議員、石倉 實議員、馬場周二議員、栗田俊彦議員、平形 薫議員。それと私、近藤 保です。6人ですから。

文教厚生常任委員会、南雲吉雄議員、小林一喜議員、小池春雄議員、宇都宮敬三議員、山畑祐男議員、近藤 保。以上6名です。

産業建設常任委員会、齋木輝彦議員、神宮 隆議員、岩崎信幸議員、金谷重男議員、飯島 衛議員、近藤 保。合わせて6名でございます。

続きまして、予算決算常任委員会の7名のお名前を読み上げます。南雲吉雄議員、神宮隆議員、小池春雄議員、宇都宮敬三議員、山畑祐男議員、平形 薫議員、岩崎信幸議員、7名です。

議会広報常任委員会、7名になっております。石倉 實議員、馬場周二議員、栗田俊彦議員、山畑祐男議員、平形 薫議員、金谷重男議員、飯島 衛議員、7名です。

以上のとおり報告いたします。

追加日程第6 議長の常任委員会委員の辞任について

議長（近藤 保君） ここで、お諮りします。私は、総務・文教・産業の3常任委員会に委員会条例運用規程にのっとり、所属することになりました。しかし、私は議長職にあり専念するため、所属の3常任委員会委員を辞任させていただきたいと思います。よって、この際、議長の常任委員会委員辞任の件を日程に追加し、日程第6とし議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

ただいま私の申し入れに同意いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任を決定しました。

次に、各委員会の構成が決まりましたので、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、各委員会において委員長及び副委員長の互選を求めます。

このため、本会議は休憩をとりまして各委員会の開催を求めます。

なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の

委員をお願いいたします。

まず、総務常任委員会は全員協議会室、文教厚生常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は委員会室で協議を行います。

その3常任委員会の互選が終了しましたら、議場に一旦お集まりください。その後、改めて予算決算常任委員会、広報常任委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

議長（近藤 保君） ここで暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時43分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算決算常任委員会、広報常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行います。

まず、最初に予算決算常任委員会、全協室をお願いします。人がダブルっておりますので、予算決算から先をお願いします。

わかりました。当初の予定どおり、変えて行います。済みませんでした。

それでは、総務常任委員会の年長議員から発表をお願いします。

石倉議員。

〔9番 石倉 實君登壇〕

9番（石倉 實君） 総務常任委員会の委員長及び副委員長の結果を報告します。委員長に岸祐次議員、副委員長に栗田俊彦議員を決定しましたので、報告します。以上でございます。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会、お願いします。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 報告をいたします。文教厚生常任委員会では、委員長に小林一喜議員、副委員長に宇都宮敬三議員を指名いたしました。よろしく願いをいたします。

議長（近藤 保君） ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会、お願いします。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 産業建設常任委員会では、別室において先ほど指名された委員さんから委員長、副委員長の選任を行いました。その結果をご報告申し上げます。

委員長としましては、不肖私が、委員長をやれということで決定いたしました。また、副委員長には金谷重男議員を指名させていただきました。どうぞよろしくお願いします。

議長（近藤 保君） それでは、続けます。
予算決算常任委員会、全協室で互選をお願いします。

議長（近藤 保君） 本会議は暫時休憩しておきます。
午前11時48分休憩

午前11時53分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
予算決算常任委員会の結果報告を求めます。
南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 報告いたします。予算決算常任委員会の正副委員長が決定になりましたので、報告をいたします。委員長に山畑祐男議員、副委員長に平形 薫議員を指名されました。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 続きまして、広報常任委員会、委員会室で協議をお願いします。
暫時本会議は休憩します。
午前11時53分休憩

午前11時58分再開

議長（近藤 保君） 会議を再開します。
広報常任委員会の結果報告を求めます。
石倉議員。

〔9番 石倉 實君登壇〕

9番（石倉 實君） それでは、広報常任委員会の委員長及び副委員長の結果を報告いたします。委員長には私ということで石倉 實、そのような器ではございませんが、やらせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。それと、副委員長には飯島 衛議員が副委員長でございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（近藤 保君） 広報常任委員会からの報告が終わりましたので、ここで昼食休憩に入ります。1時から再開します。
午後0時00分休憩

午後0時57分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

議長（近藤 保君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員は、吉岡町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長が指名することになっております。なお、定数は7名です。私にご一任いただきたいと思います。

ここで暫時休憩します。

午後0時58分休憩

午後0時59分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩中に行った議会運営委員会委員の選考の結果を申し上げます。

岸議員、小林議員、神宮議員、山畑議員、平形議員、小池議員、飯島議員、以上の7名にお願いいたします。

議会運営委員会の構成が決まりましたので、吉岡町議会委員会条例第6条の規定により、正副委員長の互選を求めます。なお、互選に関する職務は、吉岡町議会委員会条例第7条2項の規定により、年長の委員においてお願いいたします。

全員協議会室でお願いをいたします。

ここで暫時本会議は休憩します。

午後1時00分休憩

午後1時18分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

年長議員から正副委員長の互選の結果の報告を求めます。

神宮議員。

〔13番 神宮 隆君登壇〕

13番（神宮 隆君） 議会運営委員会の委員長、副委員長を互選いたしました。ご報告させていただきます。委員長には小池春雄議員、副委員長には飯島 衛議員ということで、よろしくお願いたします。報告いたします。

議長（近藤 保君） ただいまの報告のとおり、正副委員長が決定されました。

追加日程第8 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長（近藤 保君） 次、追加日程第8、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

渋川地区広域市町村圏振興組合規約第6条の規定により、吉岡町からの選出議員は3人

です。議会議長を充てるほか、関係市町村の議会において、議会議員の中から指名推選または投票にてということで規定されています。

残る2名の広域議会議員の選挙をどのようにしたらいいかお諮りします。（「指名推選」の声あり）

指名推選でよろしいでしょうか。指名推選という声がありました。よろしいでしょうか。指名推選ということですので、ご意見がありましたので、これにご異議がないようですので、指名推選をお願いしたいと思います。（「議長の指名推選」の声あり）

議長の指名推選でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

小池議員。それから、馬場議員。2名でお願いしたいと思います。これでよろしいでしょうか。決定してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、本席から吉岡町議会会議規則第32条2項の規定によって、当選の告知を行います。小池議員、馬場議員が当選人となりましたので、告知をします。

それでは、各常任委員会の委員長及び議会運営委員会の委員長が決定されておりますので、委員長から副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いします。

最初に、総務常任委員長、お願いします。

〔総務常任委員長 岸 祐次君登壇〕

総務常任委員長（岸 祐次君） 総務常任委員長に就任いたしました岸 祐次でございます。所管事務、総務政策課、それから財政課、町民生活課における諸課題に委員皆さんと力を合わせ、町民の負託に応えてまいりたいと思っております。

なお、副委員長につきましては、栗田俊彦議員ともどもよろしくお願ひし、挨拶いたします。よろしくお願ひいたします。

議長（近藤 保君） 続きまして、文教厚生常任委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員長 小林一喜君登壇〕

文教厚生常任委員長（小林一喜君） 文教厚生常任委員長の小林でございます。副委員長には宇都宮議員が就任いたしました。ともどもよろしくお願ひいたします。

特に近年、教育環境を取り巻く課題には、いじめ問題、校舎の整備やグラウンドの拡張等があります。よりよい環境の中で、生徒の健全な育成に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げまして挨拶にかえます。

議長（近藤 保君） 次に、産業建設常任委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員長 神宮 隆君登壇〕

産業建設常任委員長（神宮 隆君） 産業建設常任委員会委員長に選任されました神宮でございます。産業建設常任委員会におきましては、多くの問題を抱えております。所掌事務における問題解決解消に委員皆さんと力を合わせて町民の負託に応えていく所存でございます。

副委員長の金谷重男議員ともどもよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 次に、予算決算常任委員長、お願いします。

〔予算決算常任委員長 山畑祐男君登壇〕

予算決算常任委員長（山畑祐男君） 予算決算の常任委員の委員長に就任させていただきました山畑でございます。よろしくお願い申し上げます。予算決算常任委員会につきましては、厳しい財政の中、健全な財政を行えるよう、また委員全員の協力を得て、町の発展のために全力を尽くしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、副委員長は平形議員さんでございます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 続きまして、議会広報常任委員長、お願いします。

〔議会広報常任委員長 石倉 實君登壇〕

議会広報常任委員長（石倉 實君） 議会広報常任委員会の委員長という大役に推薦によりまして指名されたわけでございますが、そのような器ではないのでございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

前の神宮 隆委員長、スタッフの皆さん方が数々の立派な賞を受賞されまして、その後でございます。その前の広報に少しでも近づけるように私どもの今回のスタッフ、幸いにも委員に馬場周二議員、栗田俊彦議員、山畑祐男議員、平形 薫議員、金谷重男議員、それと飯島 衛議員につきましては、副委員長でございます。このすばらしいスタッフに恵まれての委員会でございます。前の広報に少しでも近づけるように、よい広報というふうなものをできればいいなというふうに念じておりますので、議員皆様方の今後のご支援とご指導をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 次に、議会運営委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 議会運営委員長に選任をされました小池春雄です。そして、また副に飯島 衛議員が選任をされました。議長の諮問機関としまして、円滑で公平公正な議会運営のために尽くしていきたいというふうに思っております。ぜひとも皆様のご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶とします。よろしくお願い申し上げます。

町長挨拶

議長（近藤 保君） ここで、正副議長及び各常任委員会の構成が決まりましたので、執行を代表しまして、石関町長に挨拶をお願いします。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご指名がありましたので、執行を代表いたしまして一言お祝いの言葉を申

上げます。

正副議長及び各常任委員会の構成が決まりました。就任された皆様方には、まことに
おめでとうございます。今後、議員各位のご活躍と議会運営のさらなる発展をご祈念申し上
げます。立派な議会構成ができましたことを心よりお祝いを申し上げますとともに、一層
のご理解とご協力をお願い申し上げます。本日はまことに
おめでとうございます。

議長（近藤 保君） ありがとうございます。

予算決算常任委員会と議会広報常任委員会を開いていただき、閉会中の継続調査を必要
とするか、ご協議を願います。

最初に、予算決算常任委員会は全員協議会室でお願いします。なお、それが済んでから
議会広報常任委員会は委員会室でお願いします。

ここで本会議を暫時休憩します。

午後 1 時 3 1 分休憩

午後 1 時 4 1 分再開

議長（近藤 保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第 9 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 追加日程第 9、予算決算常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
いたします。

予算決算常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 1 条の規定により、お手元
にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。
お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする
ことに決しました。

追加日程第 10 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（近藤 保君） 追加日程第 10、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題
とします。

議会広報常任委員会から、所管事務のうち、会議規則第 7 1 条の規定により、お手元に
配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることになりました。

追加日程第 1 1 議長報告

議長（近藤 保君） 追加日程第 1 1、議長報告を行います。

総務・文教厚生・産業建設、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件は、委員会条例附則第 2 項の規定により、平成 2 5 年第 1 回定例会で議決した閉会中の継続調査を引き継ぐことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認め、第 1 回定例会で議決の閉会中の継続調査の件を引き続き行うことに決定しました。

議長挨拶

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本臨時会において議長に私、副議長として馬場議員、それぞれ選任をいただきました。今後の議会運営については皆様方の意見を多く取り上げ、公平かつ民主的に当たりたいと考えております。特段のご協力をお願い申し上げます。

時節柄、多忙な毎日とは存じますが、健康には特に留意をいただき、住みよいまちづくりのためにご活躍されますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

町長挨拶

議長（近藤 保君） 町長の発言の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 平成 2 5 年第 1 回臨時議会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、正副議長、また各常任委員長等の議会構成ができ、議会活動がスタートできたことを心からお喜びを申し上げます。

また、執行からは報告 1 件、承認 2 件、議案 1 件、同意 1 件を上程させていただきました。

たが、いずれも可決をいただき、大変ありがとうございました。

1カ月後には、6月議会も控えております。議員皆様のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（近藤 保君） これをもちまして、平成25年第1回吉岡町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後1時45分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会臨時議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 石 倉 實